

座間味村新しい生活様式支援補助金交付要綱

令和3年3月5日
要綱第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を施し、新しい生活様式を取り入れた事業者に対し with コロナ・after コロナ時代の事業継続を後押しするため、予算の範囲以内において座間味村新しい生活様式支援補助金（以下、「補助金」とする。）を交付するものとし、その補助金交付についてこの要綱に定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 座間味村内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者。
- (2) 補助金申請日又は交付決定日において、倒産又は廃業していないこと。また、今後も事業を継続する意思のある事業者。
- (3) 独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを制定している事業者
- (4) 村税又は公共料金等の未納、滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、対象店舗又は事業所であり、不特定多数の方が利用するエリア（客席、客室、待合所、売場、スタッフルーム等）に対して、令和2年4月16日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な衛生設備の導入等に関する経費のうち、別表第1に記載する経費とする。

2 申請者が国または県による本補助金以外の補助金に申請している場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とはできない。

(支給額)

第4条 補助金の交付額は1事業者あたり15万円を上限とし、対象経費の要件を満たす経費の4/5を支給する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、座間味村新しい生活様式支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長が定める期日までに、村長へ提出するものとする。ただし、「座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」又は「座間味村新型コロナウイルス対策事業継続支援金」の交付決定通知書の写しをもって、(2)から(5)までの書類の提出を省略することが出来る。

- (1) 申請する対象経費の一覧（様式第2号）
- (2) 営業の実態が分かる書類（営業許可証）
- (3) 令和元年度分の確定申告書
- (4) 本人確認書類
- (5) 振込口座の写し
- (6) 領収証等の写し
- (7) 衛生設備等を導入したことが分かる写真等
- (8) 事業者独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの写し

（交付決定及び通知）

第6条 村長は前条の申請書を受理した時は速やかにその内容を審査し、その適否と交付額を決定し、当該申請書を提出した者（以下、「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定した時は、新しい生活様式支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定した時は、新しい生活様式支援補助金不交付決定通知（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 村長は前条の規定により補助金の交付を決定した場合、申請者に対し補助金を交付する。

（交付決定の取り消し又は支援金の返還）

第8条 村長は申請者が次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定により提出した申請書及びその他添付書類に虚偽が認められた場合。
- (2) 前項に掲げるものについては、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第9条 村長は、申請者及び補助金の交付を受けた者に対し、補助金の対象となる事業に

関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和3年4月30日までの間に交付申請された補助金について適用する。

別表第1（対象経費一覧）

	目的	内容
衛生設備	飛沫感染防止	飛沫感染防止パネルの設置 透明ビニールカーテンの導入 つい立て、仕切り等の設置 テーブルやイスの導入 その他、飛沫感染防止対策に係る備品購入、整備等
	消毒	自動手指消毒器の設置 自動ソープディスペンサー設置 食器洗浄機の導入 その他、消毒設備に関する物品購入、整備等
	換気の改善	換気扇の設置 空気清浄機の設置 扇風機の導入 エアコン（換気機能付き）の導入 窓設置工事 その他、換気の改善に関する物品、整備等
	衛生管理	非接触型体温計の購入 サーモカメラの導入 抗菌・抗ウイルスコーティングの施行 その他、衛生管理に関する物品購入、整備等
	その他	セルフレジの導入 キャッシュレス化対応機器の導入 テレワーク器材（PC用カメラ、wi-fi 設備等）の導入及び設置 その他、感染予防に関する物品購入、整備等